

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

準備書面1(反訴)

平成31年4月1日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社

上記代表者代表社員 宮部 龍彦

本訴被告(反訴原告) 宮部 龍彦

本訴被告(反訴原告) 三品 純

第1 反訴被告準備書面1(反訴)求釈明に対する答弁

反訴原告三品は、2017年2月10日、滋賀県米原市の滋賀県立文化産業交流会館において行われた「部落解放研究第24回滋賀県集会」において、反訴被告川口泰司により講演会場から追い出されたものである。

反訴原告三品は反訴原告宮部と共に二人分の参加費3000円を支払い、会場に入り、記念公園を聞いた後、反訴被告川口が登壇する第一分科会の「新たな「部落地名総鑑」事件とネット公開～公然化・扇動化・悪質化する差別の現実～」の会場に入った。

反訴被告川口が話を開始して10分ほど経過すると突然、壇上からこう言い始めた。

「宮部さんと三品さんですよ」

「あなた達には話を聞いてほしくないの、退席してもらっていいですか？」

「あなたたちがいると話に集中できません」

「あなたの存在自体でしんどい思いをする当事者の人もいますよ」

「私はあなたを見ていると気分が悪くなる」

当時、反訴原告らは平穩に分科会を聞いていた。すると会場の聴衆からも「出てけ」「帰れ、帰れ」といった罵声が投げかけられた。

反訴被告川口とは係争中ではあったが、この集会自体は裁判と何ら関係ないものである。しかも部落解放研究集会は行政や自治体の協力もあり、来賓には自治体幹部なども出席しており、極めて公益性が高いものである。このような場で、反訴原告三品は汚物のように扱われ大変な侮辱を受けた。

その後、反訴被告山口敏樹ら4名ほどがやってきて「出てくれ」と言い配布された資料なども没収された。反訴原告三品は資料が入った封筒の中にノートや筆記用具も入れていたが、それも問答無用で没収された。その後にノートや筆記用具は返却されたが、大変な労力を要した。参加費の3000円も返却されたが、わざわざ滋賀県までやってきて気に入らないから排除というのは「業務妨害」の何物でもない。

以上